

足利市「市民力」創出協働事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「市民力」を活かした市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、市民と市がそれぞれの役割を担い合い、互いの特性や能力を発揮し合いながら課題解決を図り、市が提示するテーマ(課題)に対して、市民自らの発想での企画を募集し、市民と市とが協働して行う「市民力」創出協働事業(以下「協働事業」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(市民団体の要件)

第2条 協働事業の提案ができる市民団体は、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 本市内に事務所及び主な活動場所を有すること。
- (2) 定款や規則、会則を持ち、1年以上継続的な活動を行っていること。
- (3) 5人以上の正会員で組織していること。
- (4) 予算・決算・事業計画・事業報告などを的確に行っていること。
- (5) 法人である団体は、市税の滞納が無いこと。
- (6) 政治的活動及び宗教的活動、選挙活動を目的としていない団体であること。
- (7) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体でないこと。

(対象事業)

第3条 協働事業の対象とする事業は、市が示した課題に沿った事業で、市民団体と市が協力して実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象としない。

- (1) 政治的、宗教的及び営利を目的とする事業
- (2) 国、県又は本市及び本市外郭団体等から助成を受けている事業

(事業期間)

第4条 協働事業の実施期間は、単年度とする。

(事業提案)

第5条 市民団体は、協働事業提案書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業企画書(様式第2号)
- (2) 協働事業収支計算書(様式第3号)
- (3) 団体概要書(様式第4号)
- (4) 目的等についての申立書(様式第5号)

- (5) 会員名簿(様式第6号)
- (6) 定款、規約又は会則
- (7) 前年度事業報告書
- (8) 前年度収支決算書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第6条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、足利市市民活動支援事業等選考委員会(以下「選考委員会」という。)を開かなければならない。

2 選考委員会は、市民団体によるプレゼンテーションを開催するものとする。

なお、プレゼンテーションに参加しない市民団体の提案事業は、審査の対象外とする。

(選考)

第7条 選考委員会は、審査結果をとりまとめ、市長へ報告するものとする。

2 市長は、選考委員会からの報告に基づき実施事業を決定し、その結果を市民団体に通知するものとする。

(協定書の締結)

第8条 前条により事業実施の対象となった団体(以下「実施団体」という。)と市は、具体的な役割分担等を協議し、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担、事業経費、事業期間、成果の帰属等を明示した協定書を締結するものとする。

(市の経費負担)

第9条 市が負担する事業経費(以下「委託経費」という。)は、1事業あたり50万円を限度とし、実施団体と協議のうえ、定めるものとする。

2 前項の委託経費については、実施する協働事業に直接要する経費とし、団体の人件費及び事務所の賃借料、光熱水費等の維持管理費は対象としない。

3 原則として事業の再委託は、認めないものとする。

(実費弁償)

第10条 実施団体が、実費弁償契約を希望する場合は、前条による協定書の他、実費弁償契約を締結できるものとする。

(変更等)

第11条 第8条による協定書を締結した実施団体は、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止しようとする場合は、速やかに協働事業変更届(様式第7号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(状況報告及び調査)

第12条 市長は、当該事業の状況報告の聴取及び調査を必要に応じて行うことができるものとする。

(事業の報告)

第13条 実施団体は対象事業が終了したとき、事業終了の日から20日以内に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業実施報告書(様式第8号)
- (2) 協働事業収支決算書(様式第9号)
- (3) 領収書の写し
- (4) その他活動に関する資料

2 実施団体が、第10条による実費弁償契約を締結した場合は、事業終了の日から20日以内に、協働事業精算書(様式第10号)を提出するものとする。

(経費の返還)

第14条 実施団体は、第3条第1項に規定する協働事業以外に委託経費を使用したとき市長が認めるとき又は事業実施の結果、委託経費の剰余を生じたときは、委託経費の全部又は一部を返還しなければならない。

(事業報告会及び評価)

第15条 実施団体は、公開の事業報告会(以下「報告会」という。)で、実施した事業についての報告をするものとする。

2 選考委員会は、協働事業報告書等により、事業の評価を行うものとする。

(情報の公開)

第16条 市長は、協働事業にかかる提案事業の概要、審査の結果、事業実施の結果・評価を、市ホームページ等において公開するものとする。

2 市民団体は、第5条の書類を提出したときに、公開を承諾したものとみなす。

(実施の細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

協働事業提案書

年 月 日

足 利 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

連絡先（電話番号） （担当）

足利市「市民力」創出協働事業の趣旨を理解し、協働事業として提案したいので、関係書類を添えて提出します。

提案する事業の テーマ	<input type="checkbox"/> （テーマ提案課： 課）
提出書類	<input type="checkbox"/> 協働事業提案書 <input type="checkbox"/> 協働事業企画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 協働事業収支計算書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 団体概要書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 団体の目的等についての申立書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 会員名簿（様式第6号）（又は役員名簿） <input type="checkbox"/> 定款、規則又は会則（写し） <input type="checkbox"/> 団体の前年度事業報告書（写し） <input type="checkbox"/> 団体の前年度決算書（写し） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

※本企画提案書の提出により、本計画書及び協働事業実施報告書(様式第8号)の記載内容(代表者の氏名・連絡先を含む)が、提案事業の応募・選考・実施後の評価の各過程で、市ホームページに公開されることに同意したものとみなされますので、あらかじめご了解願います。

様式第2号

協働事業企画書

団体名

提案する事業のテーマ

事業のタイトル	
現状と課題	
事業の目的	
事業の概要	1 事業の主な対象 2 事業の内容

行政との役割分担	<p>1 協働の必要性</p> <p>2 市民団体が担う役割</p> <p>3 市に期待する役割</p>
事業実施に係る 役割分担の詳細	

<p>事業実施体制</p>	<p>1 組織図</p> <p>2 総括責任者について</p> <p>3 提案事業を実施するためのスタッフについて</p> <p>4 提案事業を実施するにあたっての課題</p>
<p>目標とする事業 効果</p>	
<p>事業実施期間</p>	<p>年 月 日～ 年 月 日</p>
<p>次年度事業継続 希望の有無</p>	<p>有 ・ 無</p>

様式第2号

【実施スケジュール】

月	内 容	場所・対象者・人数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

協働事業収支計算書

事業のタイトル	
団 体 名	

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	積算根拠 (数量・単価など)
1 市費		
2 団体負担		
3		
4		
収入合計 (A)		

※収入で受益者負担が有る場合は、その内容が判るよう詳しく記載してください。

2 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	積算根拠 (数量・単価など)	市負担
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合 計 (B)			

3 収支差額

収入合計 (A) - 支出合計 (B) = 0 円

4 実費弁償契約の希望の有無 有 ・ 無

団 体 概 要 書

団体の名称	(ふりがな)	
事務所の所在地等	住 所 (〒) 足利市	
	TEL	FAX
	e-mailアドレス	
	ホームページURL	
代表者の役職 及び氏名	(ふりがな)	
団体担当者 連絡先	(ふりがな) 氏 名	
	住 所 (〒) 足利市	
	TEL	FAX
	e-mailアドレス	
設立年月日	年 月 日	
団体の定款等	定款 ・ 会則 ・ 規約 (※別添)	
会 員 数	人 (うち足利市在住 人)	
会 費 等	無 ・ 有 1人 円 (年額・月額)	
設 立 目 的		
主な活動分野		
主な活動実績 (団体アピール)		

※主な活動分野は、NPO 法に定める次の分野を記入ください。

- 1 保健、医療又は福祉の増進
- 2 社会教育の推進
- 3 まちづくりの推進
- 4 観光の振興
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興
- 6 学術・文化・芸術又はスポーツの振興
- 7 環境の保全
- 8 災害救援
- 9 地域安全
- 10 人権の擁護又は平和の推進
- 11 国際協力
- 12 男女共同参画社会の形成の促進
- 13 子どもの健全育成
- 14 情報化社会の発展
- 15 科学技術の振興
- 16 経済活動の活性化
- 17 職業能力の開発又は雇用機会均等の拡充支援
- 18 消費者の保護
- 19 (1) ～ (18) までに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は指導の活動 (NPO 支援)

団体の目的等についての申立書

年 月 日

足 利 市 長 あて

団体の名称

代表者名

印

当団体は、下記のとおりであることを申し立ていたします。

記

- 政治的活動及び宗教的活動を主たる目的としていない団体であること。
- 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものも含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- 暴力団（暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制化に有る団体でないこと。
- 地方自治法施行令第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）又は同第2項（入札参加制限）の規定に該当しない団体であること。
- 法人税等、市税の滞納をしていない団体であること。

※ 要件を満たす項目の□欄にチェックをつけてください。

協働事業変更届

年 月 日

足 利 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

⑩

連 絡 先

年 月 日付委託契約を締結した「市民力」創出協働事業
事業について、下記により（変更・中止）したく届けます。

記

1 理 由

2 その他（変更箇所）

協働事業実施報告書

年 月 日

足 利 市 長 あて

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

ⓐ

連 絡 先 (電 話 番 号)

(担 当)

足利市「市民力」創出協働事業の提案事業が終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

1 事業のタイトル	
2 協働事業の概要・事業結果	

3 協働の内容	
4 目標達成状況・ 事業に対する自己 評価	

※ 別途、成果物、報告関係書類等があれば添付してください。

協働事業収支決算書

団 体 名

代 表 者 名

1 収入の部 (単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減 額	説 明
1				
2				
3				
4				
収入合計				

2 支出の部 (単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減 額	説 明
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合 計				

協 働 事 業 精 算 書

足利市長 あて

団体所在地

団 体 名

代表者氏名

⑩

下記の足利市「市民力」創出協働事業の提案事業を終了しましたので、精算書を提出し、差額残金を返還します。

事 業 名

委託期間

年 月 日 ~

年 月 日まで

委託金額

円

(単位：円)

科 目	見積額	実績額	積算内訳 (数量・単価など)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
支出合計額	A	d		
団体支出額	B	e		
【収支差額】	$C = (A - B)$	$F = C - (d - e)$		

委託金額 $C = (A - B)$

差額残金 $F = C - (d - e)$

円

足利市「市民力」創出協働事業実施要綱運用基準

この運用基準は、足利市「市民力」創出協働事業の実施に関し、足利市「市民力」創出協働事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定める。

1 提案団体（要綱第2条関係）

第2条 協働事業の提案ができる団体（以下「提案団体」という。）は、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 本市内に事務所及び主な活動場所を有すること。
- (2) 定款や規則、会則を持ち、1年以上継続的な活動を行っていること。
- (3) 5人以上の正会員で組織していること。
- (4) 予算・決算・事業計画・事業報告などを的確に行っていること。
- (5) 法人である団体は、市税の滞納が無いこと。
- (6) 政治的活動及び宗教的活動、選挙活動を目的としていない団体であること。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。

- (1) 協働事業提案ができる団体は、第2条の要件を全て満たしている団体であること。

全て満たしている団体であれば、市民団体、地域団体、社会教育団体、NPO、NPO法人、社会福祉法人、財団法人なども該当する。

団体の人数については、事業申請時から事業実施時まで5人以上であることを想定するが、人数の増減によるその都度の名簿の提出は求めない。

- (2) (5)(6)(7)等は、団体の目的等についての申立書（様式第5号）で確認する。

2 対象事業及び事業期間（要綱第3条・第4条関係）

(対象事業)

第3条 協働事業の対象とする事業は、市が示した課題に沿った事業で、提案団体と市が協力して実施する事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象としない。

- (1) 政治的、宗教的及び営利を目的とする事業
- (2) 国、県又は本市及び本市の外郭団体等から助成を受けている事業

(事業期間)

第4条 協働事業の実施期間は、単年度とする。

- (1) 提案する事業は、次の各号すべてに該当すると認められるものであること。
- ① 提案する事業は、市（提案課）が示したテーマ・目的に沿ったもので、市と提案団体との協働で行う協働事業であること。
 - ② 政治・選挙活動、宗教活動及び営利を目的とした活動に係る事業でないこと。
 - ③ 提案する事業は、国や県、足利市や下記の市外郭団体等から助成を受けていないこと。市がテーマを提案し、市と提案団体が協働して実施する事業のため、重ねて補助は受けないこととする。

《本市外郭団体等》

- ・ 公益社団法人足利市シルバー人材センター
- ・ 公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター
- ・ 社会福祉法人足利市社会福祉協議会
- ・ 公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団
- ・ 一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会 など

- (2) 提案団体が NPO 法人である場合は、定款と提案する事業との整合性があること。

- ① NPO 法人で行うことができる事業は、定款に示された目的・種類・事業の種類に限られているため。
- ② 定款に示されていない事業を実施する場合は、事業提案書と同時に定款変更申請を行うことが必要となる。

- (3) 事業実施期間は、原則単年度とする。

- ① 実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- ② 提案事業の期間については、市（提案課）から示されたテーマ・目的に沿ったものであれば、イベント等1日で終了する事業や1年継続して実施する事業も含む。
- ③ 必要があれば、市（提案課）と提案団体が協議の上、次年度について同じテーマで協働事業を提案することができる。

ただし、提案団体は提案書類等を提出の上、プレゼンテーションに参加し、審査選考を受けることとする。（次年度のみ扱いとする。）

※ 計画書の「次年度継続希望の有無」は団体側の希望であり、それだけで次年度継続を約束したものではない。

※ 次年度継続については、市（提案課）と提案団体に対し、継続希望についての調査を行い、双方の意見が合致した場合に次年度同じテーマでの協働事業提案を受け付けるものとする。

- ④ 3年目以降は、市（提案課）で事業の継続（予算化）を検討することとする。

3 募集（要綱第5条関係）

（事業提案）

第5条 提案団体は、協働事業提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業企画書(様式第2号)
- (2) 協働事業収支計算書(様式第3号)
- (3) 団体概要書(様式第4号)
- (4) 目的等についての申立書(様式第5号)
- (5) 会員名簿(様式第6号)
- (6) 定款、規約又は会則
- (7) 前年度事業報告書
- (8) 前年度収支決算書
- (9) その他市長が必要と認める書類

- (1) 募集は、原則として毎年度1回とする。
- (2) 募集にあたっては、広報あしかがみ及び市ホームページに掲載するほか、チラシなどで適宜周知を図る。
 - ① 市各課からの提案を、「市民と行政の協働を進める庁内連絡会」でテーマ選定後、速やかに市ホームページなどで周知を図る。
 - ② テーマ募集の詳しい内容などについては、広報あしかがみや市ホームページで周知を図るとともに、関係機関にチラシを配布する。
 - ③ 募集内容や提案書の書き方などを記載した募集要項・様式については、市ホームページに掲載するとともに、市民生活課及び足利市民活動センターで配布する。
- (3) 説明会の開催
 - ① 協働事業の企画提案の募集にあたっては、協働事業の概要や募集するテーマについて、市民生活課及び市（提案課）による説明会を開催する。
 - ② 説明会の開催については、広報あしかがみや市ホームページで周知を図る。
 - ③ 市（提案課）は、提案団体からのテーマ内容についての質問・相談に応じる。

4 審査及び選考（要綱第6条・第7条関係）

（審査）

第6条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、足利市市民活動支援事業等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開かなければならない。

2 選考委員会は、提案団体によるプレゼンテーションを開催するものとする。

なお、プレゼンテーションに参加しない提案団体の提案事業は、審査の対象外とする。

（選考）

第7条 選考委員会は、審査結果をとりまとめ、市長へ報告するものとする。

2 市長は、選考委員会からの報告に基づき実施事業を決定し、その結果を提案団体に通知するものとする。

- (1) 審査選考は、足利市市民活動支援事業等選考委員会が行う。
- (2) 第1次審査は、応募資格の要件を満たしているか、提案書類に必要事項が記載されているか等、事務局で審査を行い、その結果を選考委員会に報告する。
- (3) プレゼンテーション（第2次審査）の方法は、以下のとおりとする。
 - ① プレゼンテーションは、公開で行い、提案団体、選考委員、市（提案課）及び事務局が参加する。
 - ② 提案団体の説明時間は10分以内
 - ③ 選考委員からの質疑応答は10分以内
 - ④ 選考委員から市（提案課）への質疑は5分以内（予め、各提案団体の提案書等及び市（提案課）からの審査票別表1を事前に選考委員に配布しておく。）
 - ⑤ 提案団体から複数名の説明者を認める。
 - ⑥ プレゼンテーションに参加しない団体は、申請を辞退したものとみなす。
 - ⑦ 市（提案課）は、団体への質疑応答には加わらないものとする。
 - ⑧ プレゼンテーション終了後、選考委員により審査選考を行う。（非公開）
- (4) 選考委員による審査は、第10項の審査基準をもとに、審査票別表2により行う。
 - ① 審査は、項目ごとに点数をつけ合計点を表示する。
 - ② 提案内容が市（提案課）の示したテーマ目的に沿ったものか、実現性があるか、市との協働事業にふさわしい事業か、収支予算の経費が妥当であるかどうか等、各項目ごとに採点する。
 - ③ 良い点、こうした方が良いと思われる点、マイナス点など、各項目のメモ欄及び事業全体へのコメント欄に記入する
- (5) 対象事業の選考は、次の方法により行う。
 - ① 各選考委員から提出された審査票をもとに、最高得点と最低得点を除外した得点の平均点で評価を行う。
 - ② 選考委員が構成メンバーとなっている団体の事業を評価する場合は、当該委員

の評価得点は除外する。

③ 選考にあたっては必要最低平均点を 60 点とし、平均点が 60 点に満たない場合は、協働事業候補対象事業としないものとする。

④ 原則としてテーマごとに、平均点が 60 点以上の最高得点提案（1 提案）を協働事業候補対象事業とする。

ただし、同点となった提案があった場合は、選考委員の多数決で決定し、それでも決しなかった場合は、市（提案課）の意見を考慮する。

⑤ 60 点以上の提案が同一テーマに偏った場合、市（提案課）の意見を聞き、点数・コメントなどを参考に選考委員会で協議し、予算の範囲内で（1 テーマ 1 提案ではなく）複数提案を協働事業候補とすることを認める。

(6) 選考委員会のコメント（指摘事項）については、団体提案ごとに選考委員の意見をまとめる。

① 事業全体のコメントを基に選考委員会のコメントとして選考委員会で協議してまとめる。

② 選考委員会の話し合いにより、テーマごとあるいは団体提案ごとに選考委員の担当を決めてまとめる方法も選択できることとする。

③ 選考委員会でまとめたコメントは、適否結果の理由として提案団体に示すほか、委託候補事業として決定後の市（提案課）と委託候補団体との協議に反映する。

④ 市ホームページには、点数評価は公表せず、事業の適否と選考委員会のコメントを公表する。

(7) テーマ別に協働事業委託候補対象事業となった事業を市長へ報告する。

5 協定書の締結（要綱第 8 条関係）

（協定書の締結）

第 8 条 前条により事業実施の対象となった団体（以下「実施団体」という。）と市は、具体的な役割分担等を協議し、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担、事業経費、事業期間、成果の帰属等を明示した協定書を締結するものとする。

(1) 協働事業委託候補となった提案団体と市（提案課）は、3 月末までに具体的な事業の内容、役割分担、事業経費、経費の支払方法、スケジュールや成果の帰属などを話し合い、取り決めを文書化した協定書・仕様書を作成する。

(2) 4 月 1 日以降委託経費に係る予算を市（提案課）へ移管する。提案団体と市（提案課）において協定書を締結し、双方で 1 通ずつ保管する。協定書に記載がある場合は、実施団体への委託経費の支払いは、前金払も可能とする。

(3) 提案団体（NPO 法人）の希望があれば、実費弁償契約^{*}も可能とする。

(4) 軽微な変更を除き、実施団体が協定書に取り決めた内容を変更しようとする時、あるいは中止しようとする時は、市（提案課）と協議の上、速やかに協働事業変更

届を提出するものとする。

6 経費及び実費弁償並びに変更等（要綱第9条・第10条・第11条関係）

（市の経費負担）

第9条 市が負担する事業経費（以下「委託経費」という。）は、1事業あたり50万円を限度とし、実施団体と協議のうえ、定めるものとする。

2 前項の委託経費については、実施する協働事業に直接要する経費とし、団体の人件費及び事務所の賃借料、光熱水費等の維持管理費は対象としない。

3 原則として事業の再委託は、認めないものとする。

（実費弁償）

第10条 実施団体が、実費弁償契約を希望する場合は、前条による協定書の他、実費弁償契約を締結できるものとする。

（変更等）

第11条 第8条による協定書を締結した実施団体は、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止しようとする場合は、速やかに協働事業変更届（様式第7号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（1）1事業あたり最大50万円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

この金額は、最大であり、提案は経費負担が必要でないものや小額のものも含む。

（2）経費は委託料とする。

（3）他の事業と共通する経費（団体の運営費や維持費、事務所の賃借料、電話料、光熱水費、人件費）は、対象経費としない。

ただし、提案事業に直接従事する団体職員の人件費（事業に直接従事する団体会員を含む）は、人数・事業時間を明確にしたうえで精査したものを認めるものとする。（賃金は、市の臨時職員単価以内とする。）

（4）原則として再委託は認めないものとする。

（5）市からの委託料だけでなく、サービスの受益者から実費程度の参加費を徴収して事業費に充てることを認める。

（6）提案した事業に備品の購入がある場合は、予め市（提案課）の意見を確認することとし、高額な備品は、レンタル等も考慮に入れる。（備品の取扱いは、足利市財務規則に準じる。）

（7）提案団体（NPO法人）の希望があれば、実費弁償契約^{*}も可能とする。

（8）実費弁償契約^{*}をした場合は、事業報告時に実施報告書及び精算書が必要となり、領収書の提出も必要となる。

（9）軽微な変更を除き、実施団体が協定書に取り決めた内容を変更しようとする時、

あるいは中止しようとする時は、市（提案課）と協議の上、速やかに協働事業変更届を提出するものとする。

※実費弁償契約とは

NPO 法人の場合、市からの委託は法人税法上の収益事業の「請負業」にあたる（法人税法第5条）。収益事業としないものとする場合は、委託事業が実費弁償により行われていること、かつ事前に、所轄税務署長の確認を受けることが必要となる。

7 事業報告及び報告会（要綱第13条・第15条関係）

（事業の報告）

第13条 実施団体は対象事業が終了したとき、事業終了の日から20日以内に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業実施報告書（様式第8号）
- (2) 協働事業収支決算書（様式第9号）
- (3) 領収書の写し
- (4) その他活動に関する資料

2 実施団体が、第10条による実費弁償契約を締結した場合は、事業終了の日から20日以内に、協働事業精算書（様式第10号）を提出するものとする。

（事業報告会及び評価）

第15条 実施団体は、公開の事業報告会（以下「報告会」という。）で、実施した事業についての報告をするものとする。

2 選考委員会は、協働事業報告書等により、事業の評価を行うものとする。

- (1) 事業終了後、実施団体は、事業報告書、事業収支決算書、領収書の写し、事業に係る冊子やマップなどの成果物や開催チラシなどを提出する。
実費弁償契約を選んだ実施団体は、事業精算書を合わせて提出する。
- (2) 選考委員には、事業実施報告書等に市（提案課）からの評価票別表3を添付し事前に配布する。
 - ① 実施団体は、事業終了後20日以内に事業報告書を提出する。
 - ② 市（提案課）の評価は、事業報告書等により行うこととする。
 - ③ 事業報告会前に、市（提案課）からの評価を添付した全実施団体の事業報告書をまとめ配布する。
- (3) 事業報告会は、公開で行い、実施団体及び選考委員、市（提案課）が参加して、実施団体が事業の成果を発表する。

選考委員はその発表に対し評価票別表4により、必要に応じメモをする。

(4) 選考委員による事業評価は、評価票別表4により行う。

① 事業実施後の選考委員会の評価は、原則として提出された事業報告書などの書類及び報告会により行う。

② 評価は4段階評価とし、委員の平均点として表示する。

③ 選考委員が構成メンバーとなっている団体の事業を評価する場合は、該当委員の評価は除外する。

④ 点数による事業評価は内部資料として公表しない。

(5) 実費弁償契約した実施団体は、事業終了後20日以内に事業報告書等のほかに協働事業精算書を提出する。

8 経費の返還（要綱第14条関係）

（経費の返還）

第14条 実施団体は、第3条第1項に規定する協働事業以外に委託経費を使用したと市長が認めるとき又は事業実施の結果、委託経費の剰余を生じたときは、委託経費の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 委託経費を目的以外に使用したとき、偽りその他不正な手段により委託経費の交付を受けたとき、或いは交付決定の内容や交付条件に違反し、また、委託の対象となる事業や団体の該当を満たさなくなったときは、委託経費の全部又は一部を返還させるものとする。

(2) 事業決算の結果、委託経費が計画より少なくなった場合で、委託経費の算出額に変更が生じた場合は、その範囲内で委託経費の返還を求める。

9 情報の公開（要綱第16条関係）

（情報の公開）

第16条 市長は、協働事業にかかる提案事業の概要、審査の結果、事業実施の結果・評価を、市ホームページ等において公開するものとする。

2 提案団体は、第5条の書類を提出したときに、公開を承諾したものとみなす。

(1) 提案事業の審査選考においては、提案事業の概要と選考委員会の審査結果（点数を除く適否とコメント）を市ホームページで公開する。

(2) 事業実施の結果・評価においては、事業実施結果の概要（実施団体の自己評価を含む）と市（提案課）のコメント、事業報告会での選考委員会のコメントを、市ホームページで公開する。

10 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	配点
① 協働事業の目的	○提案事業の目的は明確であり、テーマを適切に捉えた提案となっているか？	10
	○提案事業は、公共性・公益性を持っているか？	10
② 協働事業の内容	○提案事業は、市と協働で実施すべき（協働にふさわしい）事業なのか？	10
	○提案団体の特性や専門性（知識や技術）を生かすことができる事業か？	10
	○提案事業の内容やスケジュールは、具体的に考えられ実現性が高いか？	10
③ 役割分担	○提案団体と市との役割分担が明確で、かつ妥当性のある提案であるか？	10
	○行政が担うべきもの、団体が得意とすることを踏まえた役割分担となっているか？	10
④ 予算の適正	○予算の収支、経費の見積りは、事業内容に合い、妥当か？	10
⑤ 協働事業の効果	○協働することによって、より高い効果を期待できる事業か？	10
	○協働して事業を行うことで、提案団体と市の双方に成果が期待できるか？	10

審査基準：優れている	10～8点
やや優れている	7～5点
やや劣る	4～3点
劣る	2～1点
全く認められない	0点

附 則

この運用基準は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成28年8月17日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成31年4月1日から実施する。